

勘えて、玉ちゃん！

「〇〇って、よく分からないい〜！？」



お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」
で
解説いたしましょう！

「休日・休暇について」

「休日」と「休暇」

似たような言葉の響きですが、実は同じ「休み」でも中身は大違い。

夏休みのシーズンでもありますので、今回は、この違いについて考えてみましょう。

★まずは用語の定義から

「休日」・・・労働契約上もともと労働義務のない日のこと

「休暇」・・・本来、労働義務のある日について一定の事由に基づいて、その義務を免除する日のこと
たとえば、「有給休暇」を考えてください。

有給休暇は、もともとの休日には取れない（取らない）はず。これが「休日」と「休暇」の違いです。

★何に影響してくるの？

「休日」が増えるとどうなるか？

⇒年間の所定労働時間も同じ時間減る

「所定労働時間」が減るとどうなるか？

⇒割増賃金を計算する際の時間単価が上がる

★どういうこと？

割増賃金の計算式を思い出しましょう。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

この計算式でお分かりのとおり、分母の数字が小さくなればなるほど、単価が上がるというわけです。
逆に、「休暇」が増えても所定労働時間に影響しないから単価は変わらない、というわけですね。

★問題は・・・

会社としては、同じ「休み」を増やすなら、「休日」よりも「休暇」を増やした方がトク、と考えがち。
でも、そう簡単にはいきません。

問題は、単に名称ではなく「実態」はどうかということ。

つまり、休むためには特別の手続きを必要とするかどうか。当然に休めるかどうか。

社内でどれだけの人が休んだのか。出勤した人はいるのか・・・など。

実態として「休日」（労働義務がない日）と判断されれば、「休暇」とはなりませんから注意が必要です。

